

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成25年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成25年12月25日（水）午後3時30分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者 小野委員長、青木委員、小瀬委員、白戸委員、井上委員、鈴木委員、加園委員、藤田委員、稲見委員、吉野委員 欠席者 塩畑副委員長、池谷委員、栗原委員、相馬委員、小山委員 事務局 教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について 出席委員全員の賛成により、教育委員会からの諮問のとおり給食費の額を改定することが適当であるとして、答申を行うこととした。 議題2：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	※ 一部委員の改選に伴い、会議に先立ち、委嘱書の交付等を行った。 (1) 委嘱書の交付 (2) 教育長挨拶 (3) 委員自己紹介 (4) 事務局職員の紹介 開会 (委員長) ただいまから、平成25年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会を開会する。 ただいまの出席委員は、私を含め10人で、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているので、会議は有効に成立していることを報告する。 議題1：武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について それでは、早速、議題1「武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について」を議題とする。 事務局から説明をお願いします。 (事務局) それでは、「武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について」、御説明させていただく。 前回、7月の運営委員会において、消費税率の引上げを踏まえた給食費の改定額の試算を御覧いただき、御協議いただいたところ、消費税率

の引上げ分の改定については、おおむねやむを得ないであろうという御意見であった。

一方で、過去の消費税率の改定に伴い物価の上昇はどの程度であったのかという御質問や、消費税率の引上げという理由で額を改定し、実際の食材購入費がそこまで上がらなかった場合、説明がつかないのではないか、との御意見もいただいたところである。

そこで、そうした御意見等も踏まえ、また、これまでの給食費の改定状況、物価の動向等を改めて調査し、今回、改定案としてお示しさせていただいたところである。

詳しくは後ほど御説明させていただくこととして、まず、お手元に配布してある諮問書の別紙により、概要の説明をさせていただく。

まず、1の改定の内容であるが、平成26年4月分の給食費から、基準単価、給食1食当たりの平均的な単価であるが、こちらを平均で約2.8%引き上げる改定を行うこととするものである。

具体的には、2の改定案の(1)の表のとおり、単価では6円から7円、年額では、1,062円から1,344円の引上げとなる。

前回の運営委員会でお示したものとほぼ同様であるが、前回は、消費税率が5%から8%に改定された場合の引上げ率である2.857%を加算する形で、小学校5・6年生については、7円の引上げとしていたが、今回、改定率を平均で2.8%としたことに伴い、6円50銭の引上げにとどめている。

次に、給食費の月額であるが、(2)の表のとおり、3月分を除き、一律100円引き上げることとしている。

現行の給食費の割振りは、いずれの学年も、3月分の給食費の額はその他の月より低くなっていることから、前回お示した案では、中学生は月額200円引き上げることとしていたが、中学3年生については月額100円の引上げで済むこと、また、中学1・2年生の3月分についても、他の月と95円しか差がないことから、今回、このような割振りとさせていただいた。

続いて、資料の裏面を御覧いただきたい。

こちらは、ただいま御説明した内容で改定を行った場合の給食費の増収見込み額で、平成25年度の予算ベースで、約836万円の増収になるというものである。

この改定の考え方については、別冊の参考資料にまとめてあるので、そちらを御覧いただきたい。

お聞きいただいて、1ページは「学校給食について」ということで、学校給食の役割、本市の学校給食の形態及び給食費の法的性格について、確認しておくものである。

まず、(1)の「学校給食の役割について」であるが、昭和29年の制定当時の学校給食法では、「児童の心身の健全な発達」と「国民の食生活の改善」という点を主眼にし、4つの目標が掲げられていたところであるが、現在では、平成17年に制定された食育基本法の趣旨を踏まえ、7つの目標が掲げられている。

続いて、(2)の「本市の学校給食の形態について」であるが、本市では、昭和44年5月から、小・中学校同時に学校給食が開始されたが、当時から共同調理場、いわゆるセンター方式で給食の調理等を行っている。現在は、中学校給食の調理等を行っていた旧第二学校給食センターに代わり、民間施設で中学校給食の調理等が行われているが、食材の購入は、従来どおり、教育委員会の管理のもとで行われているところである。

続いて、(3)の「給食費の法的性格について」である。

給食費に関しては、学校給食法に定めがあり、学校の設置者が負担すべきとされている経費以外の経費は保護者が負担することとされている。

具体的には、食材の購入費、学校給食の実施に必要な光熱水費がこれに当たるわけであるが、本市では、従来から、光熱水費についても市が負担しており、食材の購入費のみを保護者負担とし、これを給食費として徴収させていただいているところである。

続いて、本市の給食費の改定状況について説明する。

資料の後ろから2枚目、9ページをお開きいただきたい。

こちらは、昭和63年度以降の給食費の改定状況をまとめたものである。網かけとなっている部分は、給食費の1食当たりの単価である。

昭和63年度以降では、平成12年度に、12年ぶりの改定として、平均約10%の引上げを行っている。

その後、平成17年度には、給食費の月額改定が行われているが、これは、年間の給食日数が増加したことによるもので、単価の変更はない。

さらに、平成19年度には教職員の給食単価の改定、また、平成20年度及び平成21年度には、児童生徒の給食費の単価の改定があったが、これは、当時、学校給食費補助金として、牛乳1本当たり8円を公費で補助していたものについて、武蔵村山市補助金等検討協議会から廃止すべきとの答申を受けたことから、その分について、保護者負担に戻したもので、食材の購入費そのものが増えたわけではない。

従って、給食物資購入に係る実質的な単価については、平成12年4月以来、今年度まで14年間据え置かれているという状況である。

2ページにお戻りいただきたい。

2の「給食費の改定状況」が、ただいま説明した内容である。  
次に、3の「物価の動向等について」である。

まず、消費者物価指数の動向であるが、実質的に最後に給食費の額が改定された平成12年を100とした場合の指数は、こちらの表の左から2列目のとおり、総合では、昨年までいずれの年も100を下回っているが、食品に限って見た場合には、生鮮野菜の価格の上昇などもあり、平成20年以降は100を超えた状態が続いている状況である。

3ページのグラフは、この物価指数の動きを示したものである。

続いて同じページの「(2) 飲用牛乳価格の動向」であるが、先ほど説明した市の補助金の廃止の影響を除く保護者負担額については、この表の一番右下の欄にあるように、平成25年度においては、平成12年度と比較して8円79銭上昇している状況である。

飲用牛乳は、貴重なカルシウム源としてほぼ毎日提供しており、平成24年度の年間提供本数は、118万2千本余りとなっており、この価格上昇による影響額は、年1千万円を超えている。

また、先ほど説明したとおり、食料に関わる物価の上昇も1.3%ほどあったので、平成12年度と同様の給食を提供しようとした場合、年間約1千400万円の不足が生じるという計算になる。

では、その不足分について、これまで食材の質を下げ対応してきたのかということになるが、次の4ページ、1つ目の表を御覧いただきたい。

前回給食費を改定した平成12年度から平成15年度までは、パンの割合が50%程度を占めていたところであるが、国が米飯給食を推進していることを踏まえ、本市でも、平成16年度には米飯の割合がパンの割合を超え、今年度では、米飯給食が90%に至っている。

その下の表は、給食1回当たりの主食の平均購入費をお示したものであるが、御覧いただいて分かるとおり、パン、麺類に比べ、米飯の方がその購入費が安くなっている。

米飯とパン、麺類では、献立も変わるため、あくまで、主食のみの単純な比較ではあるが、米飯給食の回数増により、給食物資全体の購入費が抑制されたことで、現状では、当時と同程度の水準が保たれてきていると判断している。

しかしながら、既に米飯給食回数は、今年度90%に至っており、今後は、こうした抑制効果は期待できないという状況にある。

なお、平成24年度の多摩地区26市の米飯給食実施状況は、5ページの表のとおりとなっている。

次に(2)の「政府備蓄米の無償交付の終了について」である。

本市では、米飯給食の割合を小学校で70%、中学校で80%に引き

上げた平成22年度から、政府備蓄米の無償交付を受けている。無償交付を受けたことによる経費の節減額は、この表の右端の列のとおり、少ない年でも170万円ほど、また、今年度では464万円ほどを見込んでいるところであるが、この制度は、米飯給食の実施回数が増加する場合に、その増加に伴う米穀の使用数量を限度に交付されるというもので、先ほど申し上げたとおり、米飯給食の回数を増加させる余地は非常に少なく、平成26年度以降は、政府備蓄米の無償交付分は、給食費をもって購入する必要が生じてくるものと考えている。

続いて、(3)の「飲用牛乳価格について」である。

飲用牛乳価格は、先ほど説明したとおり、年々上昇しているが、今年10月には、大手乳業各社が酪農家団体からの生乳の買入れ価格を引き上げている状況にあり、今後も上昇傾向が続くものと見込んでいる。

次に、6ページをお開きいただきたい。

(4)が、今回、特に影響を及ぼすであろう「消費税率の改定等」の関係である。

来年4月からの消費税率の改定については、既に決定しているが、その後の平成27年10月の改定に関しては、まだ、確定はしていないという状況である。

そこで、消費税率が8%に改定された場合の物価への影響であるが、こちらの中段以降にあるように、今年10月31日に日本銀行が公表した『経済・物価情勢の展望』における「2013～2015年度の政策委員の大勢見通し」では、平成26年度の消費者物価指数、価格変動の大きい生鮮食品は除かれているが、こちらは、平成25年度と比べ、消費税率引上げの影響を含め、2.8～3.6%上昇すると予測している。

仮に、物価上昇率が、予測の最低の2.8%にとどまったとしても、その影響額は、平成25年度の予算ベースで約830万円に上る見込みとなっている。

なお、前回の会議において、消費税率が上がった場合に物価がどの程度上がるかとの質問があったところであるが、その時々々の経済情勢にも影響されることから、今回の改定に際しての見込みは、この数値によるのが適当と考えたところである。

ちなみに、消費税率が5%に改定された平成9年の消費者物価指数は、前年比1.8%の増で、消費税率の引上げ率である1.94%よりも若干低くなっていた。

続いて5の「多摩地区26市の状況について」であるが、資料の11ページに各市の給食1食当たりの単価を表にしたものがあるので、そちらを御覧いただきたい。

立川市の小学校給食では自校方式と共同調理場方式でそれぞれ単価が異なること、また、福生市では中学校給食を実施していないことから、最低の順位は26位とはなっていないが、本市は、小・中いずれの区分でも24位で、26市の平均と比べると、15円27銭から35円49銭低いということで、多摩地区では、かなり低廉な給食費をもって学校給食の提供がなされているという状況である。

6ページにお戻りいただきたい。

次に、消費税率改定に伴う各市の動向であるが、こちらの表では、本市を除く25市中、「改定予定なし」としている市が7市ある。しかし、これら7市については、消費者物価指数が上昇してきた平成20年以降に給食費の改定を行っており、直近の給食費の改定が平成19年以前という8市については、この資料では、「検討中」が2市、「改定予定あり」が6市となっているが、検討中とされていた2市についても、現在、改定に向けて手続を進めているということを伺っており、過去5年程度の間給食費の引上げを行っていない市では、ここで改定をするという状況となっている。

続いて7ページ、6の「平成26年度における給食費の改定について」であるが、こちらが、今回の給食費の改定についての考え方のまとめとなっている。

まず、本市の学校給食については、センター方式による運営のため、大量購入のメリットもあり、また、複数業者による価格競争、さらには、米飯給食の回数増による抑制効果などもあり、これまでの牛乳価格の上昇や物価の上昇に際しても給食費を値上げせず、他市と比べても低廉な給食費で運営を続けてくることができたものと考えている。

しかしながら、先ほど説明したとおり、消費税率の改定を含めた今後の物価の上昇を考えた場合、現在の給食費の額でこれまでの給食の水準を維持していくのは非常に厳しく、「学校給食費会計の健全な運営を維持しつつ、児童・生徒に必要な栄養量を確保するとともに、魅力あるおいしい給食を提供していく」ためには、必要最低限の引上げは避けられないと判断したところである。

では、どれだけの引上げを行うかということであるが、これについては、「必要最低限」という判断のもと、日本銀行の物価上昇率の予測値の下限である2.8%を採用してはどうかと考えたところである。

なお、平成27年10月には、消費税率が10%に引き上げられる予定となつてはいるが、景気の動向によっては見送られる可能性がないわけではないこと、また、食料品などへの軽減税率の導入も検討されている状況では、10%への引上げを見越して改定するのは適当でないとの判断から、今回の改定は、当面の物価上昇の影響分にとどめることとし

たところである。

続く(2)の給食費の改定額であるが、本市の給食費については、1食当たりの平均的な単価に年間の給食日数を乗じて給食費の年額を算定し、これを各月に割り振る形で毎月の給食費を徴収させていただいている。

今回の改定でも、この考え方は維持し、冒頭説明したとおり、1食当たりの平均的な単価を平均で2.8%引き上げる改定を行おうというものである。

なお、先ほども説明したとおり、前回の会議の際、「消費税率が上がるという理由で給食費を引き上げたにもかかわらず消費税改定率までの価格差がないとき、話が違うということにならないか。それであれば「給食費を値上げする」という方がかえって分かりやすいのではないか。」という趣旨の御意見もいただいている。

もっともな御意見であったので、今回は、諮問書においても、「消費税率の改定に伴う」という表現は使わず、また、こちらの参考資料においても、消費税率の引上げがポイントにはなっているが、平成26年度の物価上昇を見込んだ中で、現行の給食の水準を維持していくためには、給食費の必要最低限の引上げは必要であるという内容でまとめさせていただいたところである。

長くなったが、以上をもって、説明を終わらせていただく。

(委員長) これで説明が終わった。これより質疑に入る。

質問のある方は挙手をし、指名があったら、名前を述べてから発言願いたい。

(委員) 前回指摘のあった、消費税が上がるからという内容ではなく、論理立っているので、前回の問題点については改善されている。

一点、案として申し上げると、仮に、給食費の改定率である2.8%より物価の上昇率が低く、仕入単価が上がらなかった場合、差額が出てしまうので、例えば、その際は給食の質の向上に用いるなどの理論を立てておいたほうがよいと考えるが。

(事務局) 毎年決算の中で、多額の繰越金が生じるのは好ましくないという監査委員からの指摘もあるので、仮に給食費を2.8%引き上げた結果、食材購入費がそこまでの引上げにならなかった場合は、当然、食材へ還元させていただく。質を若干上げるなどして使い切る形をとるものと考えている。

また、逆のケースとして2.8%に収まらなかった場合も考えられる。毎年の決算では、200~400万円程度の繰越金が出ているが、これについては最後に足りなくなるというわけにはいかないのではとやむを得ないと考えている。今年度の第1回の会議で提出した補正予算には

300万円の予備費を計上させていただいている。来年度も同様の考え方をすると、仮に、食材購入費が、日銀が公表した消費者物価指数の予測の最高である3.6%まで上がった場合でも、その300万円の範囲内に収まるので、そういう形での対応を考えている。

(委員長) ほかに御意見、御質問はあるか。

前回の会議でこの件に関し御協議いただいた。その際の御意見としては、給食費の引上げについてはおおむねやむを得ないということであったと思う。今回消費税率の改定ということだけでなく過去の経緯や物価の動向なども含めて事務局から詳しく説明があった。

私としては、諮問された内容で改定するのが良いと思うが、大変重要な案件であるので、お一人ずつ御意見をいただいた上で決定をしていきたいと思うので、順に御意見をお願いしたい。

(委員) 1食当たり6~7円上がるということだが、別紙の26市の給食費保護者負担額の状況を見ると、例えば高学年でみて、町田市と同じくらいとなる。あまり無理な値上げではない。事務局からの説明に賛成する。

(委員) 経済物価情勢の展望の2.8~3.6%の最低の2.8%をとったというところで、前回議論となった点を踏まえられているので結構だと思う。

(委員) 妥当と思う。

(委員) 消費税の関係もあり、やむを得ないと思う。

(委員) 価格改定の内容はとても良いと思う。直接関係があるかどうか分からないが、給食は栄養価を考えていたりして難しい要素がたくさんあると思う。子供たちに人気のメニューばかりでは栄養の偏りが出ると思うが、残食を把握し、無駄がでないメニューを工夫していくことで経費が抑えられると思う。価格改定については妥当だと判断するが、この点については一保護者として今後も前向きに取り組んでいきたいと思う。

(委員) 賛成である。

(委員) 価格改定については概ね妥当だと思う。食育の部分では別の会議があるのでここではあえて言うことではないのだが、全体として食育を考えながらやっていくことが大事だと思う。

(委員) 特に意見はない。よろしいかと思う。

(委員) この案に賛成である。先ほども意見を申し上げたが、2.8%という数字だけが前を向かないように、それに対する対応策をしっかりしていただきたい。

(委員長) 諮問のあった改定案のとおりでよろしいということである。本委員会としては、この改定案のとおり給食費の額を改定するのが適



当であるということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、本委員会としては、諮問のあった改定案のとおり改定するのが適当であるとして教育委員会へ答申することとする。このことにつき事務局から説明があるか。

(事務局) ただいま御決定いただいた件については、運営委員会から、教育委員会に書面で答申をしていただくこととなる。本日、参考資料の方でいろいろと御説明させていただいたが、諮問書の方は改定案のみで、これを単に「承認します」ということでの答申では、そのあたりの経過が書面に残らないことから、参考資料の記載内容を含めて答申書としてまとめさせていただければと考えている。

具体的には、参考資料の1～5まではそのままとし、7ページ6の「平成26年度における給食費の改定について」の「(1) 給食費改定についての考え方」を「まとめ」というように変えさせていただき、結論を記載してはどうかと考えている。

本日、もし、諮問のとおり改定するとの結論をいただけた場合には、ということで、あらかじめ用意した資料がある。そちらを配布させていただくので、御覧いただき、御意見をいただきたいと考える。

(委員長) 追加で配布された資料をお読みいただき、御意見があればお願いします。

異論がないようなので、事務局からの説明があった内容で答申をしたい。これに御異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、答申文の内容については、事務局から説明のあったとおりとする。

次に、「議題2 その他」として、委員から何か取り上げておきたいことはあるか。

—特になし—

事務局からは何かあるか。

(事務局) 特にない。

(委員長) それでは、「議題2 その他」についてはこれで終了する。

以上をもって本日の予定は全て終了した。

本日の委員会は、これにて閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-----------------	---	-------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )	
------------------	---	--

庶務担当課	教育部 学校給食課（電話：560-2597）
-------	------------------------

（日本工業規格A列4番）